

作業部会で提起された検討事項について

1 協働事業の登録抹消について

新しい公共を創造する市民活動推進条例の仲に、「協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。(第12条第3項)」及び「前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。(第12条第4項)」という規定がある。(以下、大和市行政手続条例を行手と略す)

第3項について

登録を認めるかどうかについて、具体的な審査基準を設定し、公開する必要がある。(行手第4条)

登録を拒否する場合は、理由を示さなければならない。(行手第7条)

第4項について

登録を取り消す処分をする場合、具体的な処分基準を設定し、公開する必要がある。(行手第11条)

不利益処分を行う前に、「聴聞」の手続きまたは「弁明の機会の付与」手続きをとらなければならない。(行手第12条)

「弁明の機会の付与」手続きになる可能性が強い。

不利益処分をする場合、理由を示さなければならない。(行手第13条)

弁明の機会の付与については、行手第26条～第28条に規定がある。

なお、国の法律に基づく事務で、地方公共団体が実施している事務(法定受託事務)については行政手続法の適用となるが、独自に定める条例の場合は行政手続法の適用除外となり、大和市行政手続条例が適用される。

2 提案制度における議会との関係について

提案された事項を実現するために議会の議決が必要な場合

市長がその提案を議会に諮るかどうか決定し、その決定について協働推進会議と提案者に説明する。

参考 議会の議決事項は、条例の制定・予算の議決・決算の認定・重要な契約に関する議決・重要な財産の取得及び処分などがある。

提案された事項を実現するために議会の議決が必要でない場合

市長がその提案をどのように施策に反映させるか(させないか)について協働推進会議と提案者に説明する。